

整理番号	1	0	5
------	---	---	---

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広報・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日	支出額	百万    千    円 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
使 途	事務所家賃 9月分 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書

No. 740

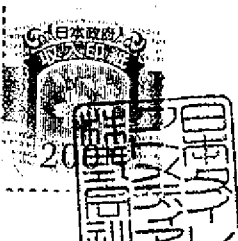
領収日 2022年08月31日

関根信明 様

金額 50,000 円

22年9月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

587

〒331-0822

埼玉県さいたま市北区日進町2-

789

みらい日進

日本ダイレクトメディア株式会社




# 請求書

関根信明 様

日付 : 2022年08月31日

請求書番号 : 740

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク  株式会社  
 〒331-0823  
 埼玉県 さいたま市 浦和区 浦和 2-789  
 みらい日進  
 電話: 048-856-9633

小計	消費税	合計金額
46,297円	3,703円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2022年9月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 27

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>令和4年08月31日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">392</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	百万	千	円	0	392	0
百万	千	円							
0	392	0							

※政務活動費を充当した金額を記載

<p>使 途</p>	<p>事務所出入口目隠しシート購入代(劣化の為張替え)</p>
------------	---------------------------------

**領収書等貼付欄**                      政務活動に使用する割合が9割のため

按分      4356      ×      0.9      =      3920.4

⑤美田宗亮

R0001-#0448

### 領 収 証

00011868号

様

¥4,356

(消費税等      ¥396を含みます。)

但し、御品代(                      )として

2022年8月31日 上記正に領収しました。

株式会社ビバホーム

本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1

スーパービバホーム三郷店 TEL:048-949-5611

担当者 XXXXXXXXXX

<p>2022年 8月31日 (水) 13:24</p> <p>0020 貼り直しOK目かくし印</p> <p>4978832314182</p> <p>¥1,980 2個      ¥3,960</p>	<p>小計      2点      ¥3,960</p> <p>(外税10.0%消費税等)      ¥3,960</p> <p>10.0% 消費税等      ¥396</p> <p>外税額計      ¥396</p>	<p>現計      ¥4,356</p> <p>お預り      ¥10,056</p> <p>お釣り      ¥5,700</p>
--	--	--

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 108

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">896</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	2	896
百万	千	円							
1	2	896							

使 途	<p style="font-size: large;">事務所賃借料</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <math>(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896</math> </p>
-----	---

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。 REGINA

取引銀行	取引店	口座番号	
00171	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
取扱店	お取引日	時刻	
39841	04-09-01	15:40	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証	
百	千	円	

— [振込手数料]

お振込明細またはご案内		電 信
お受取人 ご依頼人	サイトマクソンキン	
	サカト	
	普通 4547512	
	ファイブイステート(カ様 登録番号 0004	
オカワタタツ セイムカットウツムツコ様		
電話番号	XXXXXXXXXX	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号	500004	

ご利用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。

この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明する宅地	登録番号
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-9-2 ファイブエーステート株式会社 代表取締役 伊東 新号・名称 TEL049-288-1101	業務に従事する 事務所の所在地 新号・名称 TEL049-288-1101	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエーステート株式会社

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名	人幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付面積	63.10㎡
床面積	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分
交通	
貸主	氏名: 住所: 住居: 事務所: 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101
管理の委託先	ファイブエーステート株式会社

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人	氏名: 住所: 住居: 事務所: 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101
甲区 所有者にかかる権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有
抵当権	

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	台無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(残置物扱い)		※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
  - 5. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
  - 6. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か
  - 7. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスベストの調査に関して( やっていない )
- 9. 耐震診断について
- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 ( 該当しない ) 耐震診断の有無 ( 無 )
- 10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込み)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)
敷金等の精算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放塵・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
利用制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可・
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	

- ①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します
- ②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払われなければなりません
- 13. 契約の解除に関する事項

(1)借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます

(2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 請じない
16. 金銭貸借のあつせん	無
17. 供託所等に 関する説明	保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 所屬地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉県本部 埼玉県さいたま市西扇1-11-39 弁済業務保証金の供給所 東京都千代田区大手町1-3-3
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました

令和4年2月12日

住所 埼玉県坂戸市八幡2-3-2

氏名 小川 直志

整理番号 0098

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 日	支出額	百万    千    円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span>
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 (9月分) 自民党越谷支部と共同事務所の2割折半 $133,100円 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53,240円$		
政務活動に使用する割合が 8/10以上であるため			

## 領 収 証

No. 007383

様 2020年9月8日

金額

但し (消費税等を含む)  
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

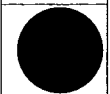
消費税額等 ( % )

## BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日	から	3年0月間
終期	2023年6月30日	まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 % )	
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 % )	
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額					
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。					
礼金	〃 円					
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う				
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号			口座名義人・フリガナ		
振込手数料負担者		借主	持参先			

### (5) 貸主

貸主	氏名			電話	( )
	住所				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所		
	氏名		

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 / T目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理

取引態様  媒介 ・  代理

免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等 ㊟

登録番号 [REDACTED]

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [REDACTED]

宅地建物取引士 ㊟

整理番号 99-1

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							
使 途	<p>事務所看板代(9月分)</p> <p>5,500円 × <math>\frac{8}{10}</math> = 4,400円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p>								

## 領 収 証

007384

No. \_\_\_\_\_

漢一 様

2009 年 9 月 18 日

金額

5,500

収 入  
印 紙

但し

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税 抜 金 額

消費税額等 ( % )

## BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

# 建物賃貸借契約書（事業用）

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34	m <sup>2</sup>

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

### (4) 賃料等

賃料	月額	117,700円	(内消費税等	10,700円	・税率10%)	
共益費(管理費)	月額	15,400円	(内消費税等	1,400円	・税率10%)	
保証金(敷金)		321,000円	賃料の	3ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引	1.貸主は、借主に対し延滞料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2.貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。					
		円			円	
礼金		〆円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月27日までに支払う				
		<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
	振込手数料負担者	借主	持参先			

### (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6  
氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣(4)第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	Ⓜ
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	Ⓜ

整理番号 100 - 1

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">7</span>: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">290</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">40</td> </tr> </table>	百万	千	円		290	40
百万	千	円							
	290	40							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所駐車場代(8月・9月・10月分)  
26,300円 ×  $\frac{8}{10}$  = 29,040円    政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領

お支払いサービス

と各店をご利用いただきありがとうございます。ご利用のお取引明細は下記の通りです。どうぞご確認ください。

お取引日	お取引店	種 番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種別
040905	0026	053	0517			お振込み

お取引金額	お取引後残高
¥36,300	

お取引時刻	通 番	手数料	おつり
14:19	006020	¥550	

8月・9月・10月分

埼玉りそな銀行  
 普通 口座番号1442614  
 アンカエステート(カ 様へ  
 アサイアキラ 様から  
 電話番号048-962-5777

南越谷支店  
  
 振込通番000051

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第           号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は 令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。
  - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
  - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
  - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人 [REDACTED] No. [REDACTED]  
口座名義人 [REDACTED]

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2  
 文化エステート株式会社  
 氏名 代表取締役 中山 寧子  
 電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号  
 氏名 茂井 明  
 電話 048-962-5227

整理番号	□□	49
------	----	----

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	□4年 □9月 □7日	支出額	百万    千    円 □    29700
-------	-------------	-----	----------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所の清掃代金
-----	----------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が  $\frac{9}{10}$  以上であるため

領収証    埼玉県議会自派県議議員    様    No. 29

★ ¥33,000

但 ハウスフリーニスタヤ(株) (税込)  
 令和4年 9 月 7 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒338-0812 さいたま市桜区神田770-1

株式会社 丸 栄

電話 048(853)0116代

FAX 048(855)6678

コクヨ ウケ-87



整理番号 158

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">09</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">08</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">55</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">85</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		55	85
百万	千	円							
	55	85							
使途	<p>事務所 出張代</p> <p><math>6206 \times 0.9 = 5585.4</math></p>								
領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団							

お客さま名 XXXXXXXXXX  
高木功介事務所 様

納品・請求書  
兼 領収書

ダスキンフロンティアチェーン加盟店

株式会社スタート  
ダスキン江戸支店  
〒334-0074 川口市江戸3-9-9  
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889  
No. 100264470200

さいたま市浦和区常盤2丁目  
9-19

発行日 2022年 9月 8日 次回訪問日 2022年 10月 6日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1	1	1386	1	1	1386		
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1	1	1860	1	1	1860		
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	1	1	870	1	1	870		
フロアモップG	FM-DG	4W	1	1	990	1	1	990		
Y&M Bw					1100			1100		990

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	4,000	110	4,110	4,110
			6,206	6,206

確認サイン

担当者名  
XXXXXXXXXX

印紙  
万円以上  
貼付

USKIN

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、④代として)など何にも又田と云いか分かるよつな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 83

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---------------------------------------	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4356</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4356	
百万	千	円							
	4356								

使 途	<p>8月分事業ごみ処理代</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>4,400 \times 0.9 = 3,960</math></p> <p style="text-align: right;"><math>440 \times 0.9 = 396</math></p>
-----	---

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
57248	04-09-14	16:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
(使) 認 証		

逢澤至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

お受取人	お振込明細またはご案内	ご依頼人	電話
	亀有信用金庫 三郷支店 普通 0178856 1) ネットセイウ様 登録番号 0002 アイサ"クワイチロウ セイムカット"ウツ"様		
	電話番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
	取扱番号 500010		*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

¥ 440 (振込手数料)

凡しないこと。  
 が足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (2番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 83 - 2

**領収書貼付欄**

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

**請 求 書**

(発行日 4 年 9 月 3日) No.

有限会社 **根本清掃**

〒341-0044  
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256  
 TEL : 048-955-2466  
 FAX : 048-956-6197  
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店  
 普通口座 0178856



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。( 4 年 8 月 31日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商 品 名	数量	単位	単価	金額	
4	831	328	ゴミ処理代基本料	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》				<御買上額:	4,000
		【計】					4,000
		外税額 (外税対象額:	4,000)				400
		【御買上額合計】					4,400
		内消費税額等 (課税対象額:	4,000)			(	400
		【御入金額合計】					0
		総御買上額 (税抜)					4,000
		値引・返品 (税抜)					0
		純御買上額 (税抜)					4,000

**領 収 証**

逢澤圭一郎事務所 様 2022 年 9 月 14 日

NO. \_\_\_\_\_

¥ 4,400

但し 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7400  
 現金 \_\_\_\_\_  
 小切手 \_\_\_\_\_

屎尿浄化槽維持管理士  
 三郷市指定一般廃棄物処理  
 屎尿浄化槽清掃  
 有限会社 **根本清掃**  
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256  
 TEL (048) 955-2466  
 FAX (048) 956-6197



収 入  
 印 紙

係

● J104953

整理番号 142

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19</span> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">754</td> </tr> </table>	百万	千	円			754
百万	千	円							
		754							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">ダスキンレンタルTV</p> <p style="font-size: 1.2em;">1,507 × 1/2 = 754</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

お客さま名 XXXXXXXXXX 1620 4875 8162 4927

納品・請求書  
兼 領収書

株式会社ダスキンサーヴ北関東  
ダスキン宮原支店

〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

No.100316299000

発行日 2022年 9月 19日 次回訪問日 2022年 10月 17日 取引 現金

商品・サービス内容	品名	数量	単価	契約前		納品		納品		訂正	備
				前	回	品	回	品	回		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	693	1	1	1	1	693			
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	814	1	1	1	1	814			

印紙  
5万円以上  
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,370	137	1,507	1,507

確認サイン

担当者名  
XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			96
------	--	--	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>年</td> <td>9</td> <td>月</td> <td>20</td> <td>日</td> </tr> </table>	4	年	9	月	20	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">百万</td> <td colspan="2">千</td> <td colspan="2">円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>			5	4	3	9	6	百万		千		円		
4	年	9	月	20	日																		
		5	4	3	9	6																	
百万		千		円																			

使 途	<p>事務所家賃(10月分)</p> <p>&lt;送金料を含む&gt;</p>	<p><math>60,440 \times 0.9 = 54,396</math></p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--	---

領収書等貼付欄 |  $60,000 + 440 = 60,440$

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-09-20	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N066	*60,000	
	残 高	
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>		
送金料金 *440円		
振込予定日 04-09-20		
タケウチ マサフミ		

③事務所家賃(10月分)

ご利用いただきましてありがとうございました。


— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 

整理番号 

		6	3
--	--	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">年</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">月</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">21</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">日</td></tr></table>	4	年	9	月	21	日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="font-size: x-small;">円</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円						3		200					
4	年	9	月	21	日																						
百万		千		円																							
	3		200																								

使 途	事務所廃棄物処分費
-----	-----------

### 計量書兼領収書

日 付	2022/09/21	区分	搬入	No.	14	
カード・車番	261 6125	業 者	52 一般事業所			
市 町 村	1 本庄市					
ごみ種別	11 可燃ごみ					
搬入別	1 自己					

	重 量 ・ 金 額	計量時刻
実車重量	990 kg	9:20
空車重量	830 kg	9:29
正味重量	160 kg	
手数料	3,200 円	

上記金額を領収いたしました。  
 令和 4 年 09 月 21 日  
 児玉郡市広域市町村圏組合  
 収入事務受託者

小山川クリーンセンター  
 〒367-0024 埼玉県本庄市東五十子151-1

TEL 0495-22-8200



いこと。  
 ない場合は、別紙を使用すること。  
 を付すこと。)

し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、  
 がない場合は、余白に補記すること。)

整理番号       48

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">22</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">54</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		54	000
百万	千	円							
	54	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>来客用等駐車場賃借料(10,11,12月分)</p>	<p>60,000 × 0.9 = 54,000.0</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	-------------------------------	---

**領収書等貼付欄**

領 収 証

新井一徳事務課      4年9月22日

★ 760000-

但 上記正に領収いたしました 駐車場代10月11月12月分

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

---

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒364-0031 埼玉県北本市中央2丁目103  
**横山果樹園 横山**  
TEL 048-591-3947

登録番号 \_\_\_\_\_ GR1019

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 66

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">22</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使途	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">政務活動事務所賃料(10月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法)      <math>55,000 \times 0.9 = 49,500</math></p>
----	---

## 領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56706	04-09-22	09:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)		

55,000

55,000

[振込手数料]

お振込明細またはご案内

お取引人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

チハ タツヤ様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 220001

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)  
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで  
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)  
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

## (第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

## (第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

## (第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

## (第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

## (第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

## (第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

## (第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 145

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">64352</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		64352	
百万	千	円							
	64352								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">事務所賃賃料(本町事務所)</p> <p style="font-size: large;">80,440 × 0.8 = 64,352</p>
-----	---

**領収書等貼付欄**

小島信昭

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

13				
14				
15	04-09-26	.送金	*80,000	ATM
16	04-09-26	.手数料	*440	
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します  
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高  
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
・その他の預金の場合は、円単位となります。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 ASOMA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57106	04-09-26	09:35	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0001

コッマ ノフアキ様

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

電話番号 048-758-1624  
取扱番号 300010

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済  
\*\*\*\*\*

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 さいたま市岩槻区本町 298-5	
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	㊟
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	大臣 知事 ( ) 第 号
免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	㊟
	登録番号		登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する 事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する 事務所名	
事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL		

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号( )	
建物	構造 (鉄骨造) 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鋼骨造・その他( ) / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( ) / (3)階建/全( )戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4月
面積	29.75 m <sup>2</sup>		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)  
 目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 円)	家財 保険料	円
敷金	継続 (賃料) 1ヶ月		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本	本 本	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		住所	
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会			
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣( )第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621			
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 )		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名		住所	
-----	----	--	----	--

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	小島 信昭
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社	住所	
	<input type="checkbox"/> 証会社の提供	家賃債務保証会社名	
	<input type="checkbox"/> する保証	主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡する。

整理番号			91
------	--	--	----

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費


支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>4</td><td>年</td><td></td><td>9</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>6</td><td>日</td> </tr> </table>		4	年		9	月		2	6	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>346</td> </tr> </table>	百万	千	円			346
	4	年		9	月		2	6	日										
百万	千	円																	
		346																	
使 途	備品(レンタルマット)	$385 \times 0.9 = 346.5$	※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため																
<table border="1"> <tr> <td>領収書等貼付欄</td> </tr> </table>				領収書等貼付欄															
領収書等貼付欄																			

領収書

No.2188362  
 2022年09月26日 11:14

様  
 新井一徳県政調査事務所  
 お問い合わせ番号 [黒] 様  
 住所: 北本市中央1-81  
 TEL:048-594-1600  
 契約日付: 20110826  
 配達日付: 20220826  
 順番: 017-50  
 設置場所: 9時半~17時半 土日休  
 毎度ありがとうございます。  
 下記の通り受領致しました。  
 ユニオンマット灰UNHS  
 1 @350  
 ¥350

小計: ¥350  
 消費税: ¥35  
**合計: ¥385**

備考:  
 株式会社クリーン・モア  
 お問い合わせ先: 本社サポートセンター  
 〒123-0864  
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号  
  
 TEL: 03-3857-2233  
 FAX: 03-3857-1233  
 締日: 0  
 集金日: 0  
 ルート: C1105  
 次回ルート: C1105  
 営業担当: [黒]  
 配達担当: [黒]  
 URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

					8

-1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<b>経費区分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

<b>支出年月日</b>	04年 09月 26日						
<b>支出額</b>	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">64000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法    <math>80,000 \times 0.8 = 64,000</math> )</p>	百万	千		64000	円	
百万	千						
	64000						
円							
<b>使 途</b>	10月分事務所賃借料						
<b>支 出 先</b>	[Redacted]						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 建物賃貸借契約書(事業用)

附録

名称	森田貸事務所 1階 NO3号室
所在地(住居表示)	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造面給メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所(貸事務所)
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷蔵設備、駐車場スペース(2台分) 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月	間
終期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことができ、それにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (税込価格80,000円・税率 %)
共益費(管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 %)
保証金(敷金)	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金(敷金)の償却・返却	敷金の償却、返却はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う 振込 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名 口座種別 ・支店名 口座名義人 口座番号 ・フリガナ 持参先 振込手数料負担者 借主
家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白	

(5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話
----	----	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	氏名
--------	----	----

(6) 連帯保証の額

連帯保証の額	円
--------	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	電話
	所在地	
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有・  無 )

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約事項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させていただきます。  
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取掛かります。  
クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を差渡し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くこともあります。  
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし、貸主は行いません。  
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記)名押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主 (住所)	
(氏名)	

借主 (住所)	
(氏名)	

連帯保証人 (住所)	
(氏名)	
(親戚額)	円

※連帯保証人が法人の場合には親戚額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を添えています)

整理番号 1119

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">09</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">26</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

使 途	<p>10月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38042	04-09-26	13:36	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		(硬貨) 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内	電信
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	
登録番号 0007	
サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ツ様	
電話番号 048-541-8110	印紙税申告納付につき浦和税務署承認
取扱番号 400068	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →	

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			2	7
------	--	--	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

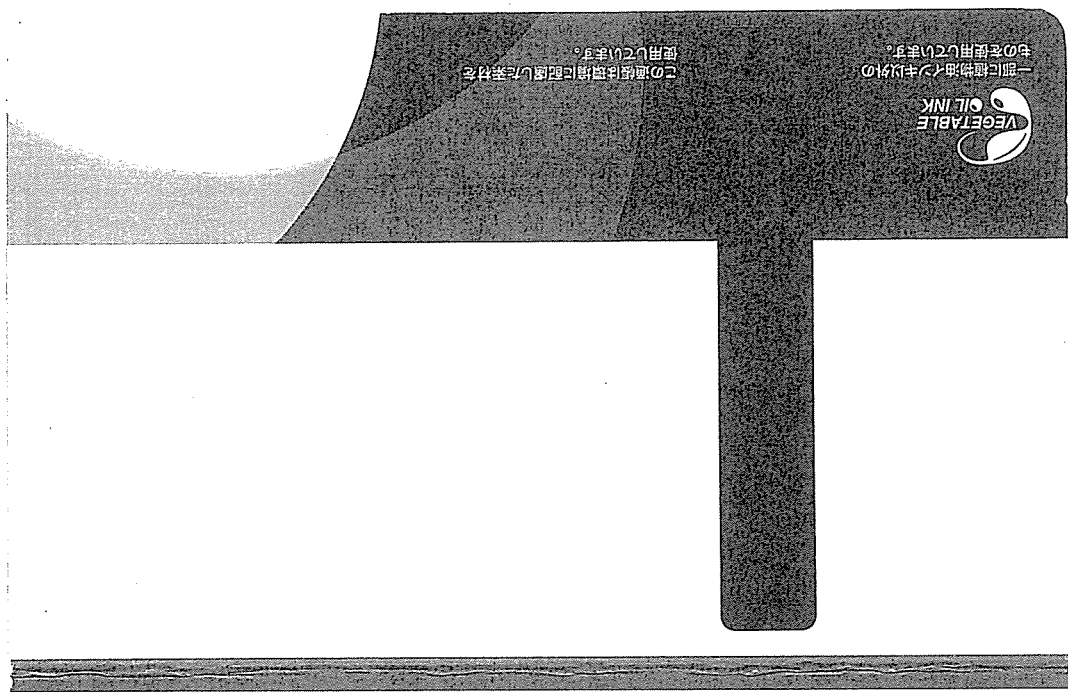
経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	4年 9月 27日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>64</td> <td>130</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		64	130
百万	千	円							
	64	130							

使途	賃料・保証料 令和4年10月分 × =
----	---------------------------

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">領収書等貼付欄</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">                             埼玉県議会自由民主党議員団                              口麻名義人 石川 毅司                         </td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">                             賃料・共益費 63,500円                              保証料 630円                         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>別紙明細</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                             04.09.27 エポスカード                              支払先 住友林業 レジデンシャル 株式会社                         </td> <td style="text-align: right; vertical-align: top;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">64,130</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">[振込手数料]</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団 口麻名義人 石川 毅司	賃料・共益費 63,500円 保証料 630円	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>別紙明細</td> </tr> </table>	別紙明細	04.09.27 エポスカード 支払先 住友林業 レジデンシャル 株式会社	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">64,130</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">[振込手数料]</td> </tr> </table>	64,130	[振込手数料]	<p>※領収書等は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。                  (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> <p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団 口麻名義人 石川 毅司									
賃料・共益費 63,500円 保証料 630円	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>別紙明細</td> </tr> </table>	別紙明細								
別紙明細										
04.09.27 エポスカード 支払先 住友林業 レジデンシャル 株式会社	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">64,130</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">[振込手数料]</td> </tr> </table>	64,130	[振込手数料]							
64,130										
[振込手数料]										



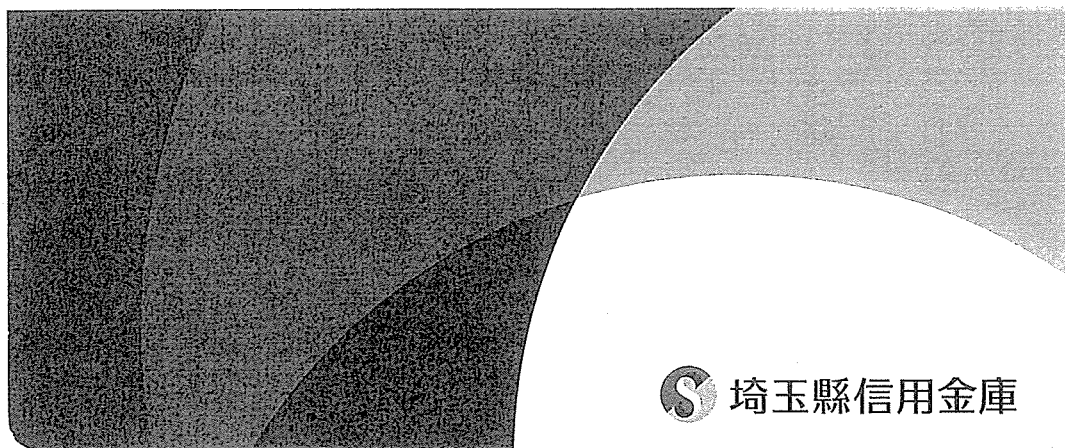


店番

口座番号

総合口座通帳

石川 誠司 様



銀行  
支店

行加 七行

共 2 : 1



支店  
048-768-2161  
04-06-14

[Redacted]

-003

[Redacted]



# 貸室賃貸借更新契約書

【旧賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙、旧賃借人を丁として、甲乙丁は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。

この契約の締結の証として契約書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲乙丁が各自1通保管する。

## Ⅲ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.50 m <sup>2</sup>

## Ⅳ 契約条件

契約時支払済	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	鍵交換				¥24,840	賃料
預り金_クリーニング代			¥32,400	共益費	¥5,500	
契約期間	2021年07月21日 から 2023年07月20日 まで					
付帯契約						
更新料	新賃料の1ヶ月分			更新事務手数料	なし	
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

契約締結日 2023年 7月 7日

賃貸人(甲)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸				●
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9=ビル大宮桜木町ビルMF				
	電話番号	0486485981				
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名					Ⓜ
	住所					
	電話番号					
賃借人(乙)	氏名	石川 誠司				●
	住所	[REDACTED]				
	電話番号	[REDACTED]				
連帯保証人 (丙)	氏名					Ⓜ
	住所					
	電話番号					
旧賃借人 (丁)	氏名	[REDACTED]				●
	住所	[REDACTED]				
	電話番号	[REDACTED]				

# 貸室賃貸借更新契約書

【旧賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙、旧賃借人を丁として、甲乙丁は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。

この契約の締結の証として契約書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲乙丁が各自1通保管する。

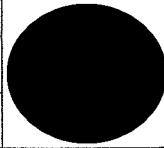
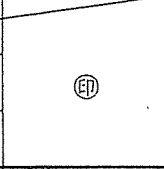
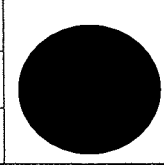


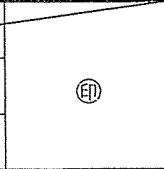

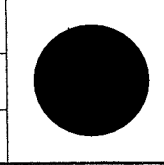
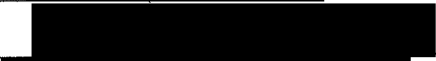
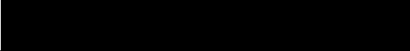
## ■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.50 m <sup>2</sup>

## ■ 契約条件

契約時支払済	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	鍵交換				¥24,840	賃料
預り金_クリーニング代			¥32,400	共益費	¥5,500	
契約期間	2021年07月21日 から 2023年07月20日 まで					
付帯契約						
更新料	新賃料の1ヶ月分			更新事務手数料	なし	
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

契約締結日 2021年 7月 7日

賃貸人(甲)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸				
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9ニッセイ大宮桜木町ビルMF				
	電話番号	0486485981				
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名					
	住所					
	電話番号					
賃借人(乙)	氏名	石川 誠司				
	住所					
	電話番号					
連帯保証人 (丙)	氏名					
	住所					
	電話番号					
旧賃借人 (丁)	氏名					
	住所					
	電話番号					

整理番号    8 9

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							
使途	<p>事務所・駐車場 賃借料</p> <p>令和4年10月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>68.000 \times 0.9 = 61.200</math></p>								
領収書等貼付欄		<p style="text-align: center;">逢澤 圭一郎    埼玉県議会自由民主党議員団</p>							

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
04-09-27	家賃	*68,000 家賃等
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 4.9.27 タイエイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 更新契約書 (住宅)

賃貸人 [ ] と 借借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます) の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年0ヶ月間とします。また、借借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における借借人への返還金額 (ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額 (ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 [ ]

氏名 [ ]

借借人 住所 [ ]

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [ ]

氏名 [ ] 続柄 [ ]

自宅電話番号 [ ] 携帯電話番号 [ ]

勤務先名称 [ ] 勤務先電話番号 [ ]

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[ ]

株式会社タカ川口営業所 住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル  
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

# 更新契約書（駐車場）

賃貸人 \_\_\_\_\_ と 賃借人 逢澤 圭一郎 \_\_\_\_\_ は、  
 以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5  
 名称 加藤コーポラス 駐車区画 \_\_\_\_\_

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの 2年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000円（更新後の駐車場使用料の税抜金額の1.00ヶ月分、消費税別途）	更新事務手数料	円（消費税別途）
-----	---------------------------------------	---------	----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000円（消費税別途）
--------	---------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000円	0円	0円	5,000円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

賃借人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

自宅電話番号 \_\_\_\_\_ 携帯電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先名称 \_\_\_\_\_ 勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	普通自動車
登録番号	_____	メーカー名	ホンダ
車名	ステップワゴン	色	白

<賃借住宅>

名称	加藤コーポラス	部屋番号	101
----	---------	------	-----

株式会社タイセイ 住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル  
 川口営業所 電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア

20-03-19改 \_\_\_\_\_ 賃貸契約No. \_\_\_\_\_ 契約者コード \_\_\_\_\_ 使用者コード \_\_\_\_\_

整理番号 146

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										

使 途	<p>馬車場代(本町事務所) <math>5,500 \times 0.8 = 4,400</math></p>
-----	--

**領収書等貼付欄**

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

**領 収 証** No. \_\_\_\_\_

小島信昭 様

4年 9月 27日

★ 5,500円

但 10月分

上記正に領収いたしました

内 訳

---

税抜金額

---

消費税額等( %)

---

〒

うな記載)



平成31年4月8日より契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)  
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義 接置区画（平面）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：スズキ 車種：エブリィワゴン ナンバー：[REDACTED]  
指定区画内には、賃借人が指定した車両のみを駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成30年3月1日から平成30年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転賃又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月 / 日

賃貸人：住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛子1

氏名 小島信昭

整理番号			6	3
------	--	--	---	---

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

ちようふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>年</td> <td></td> <td>9</td> <td>月</td> <td></td> <td>29</td> <td>日</td> </tr> </table>		4	年		9	月		29	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>850</td> </tr> </table>	百万	千	円		14	850
		4	年		9	月		29	日									
百万	千	円																
	14	850																
※政務活動費を充当した金額を記載																		

使途	事務所馬車場更新手数料 $16,500 \times 0.9 = 14,850$
----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

No. 2022 42115  
2022 年 9 月 29 日

## 領収証

松井弘政務活動事務所 様

金額                      ¥16,500 —

但し、更新手数料として  
上記正に領収致しました。

印紙

かつみ不動産株式会社

〒351-0034  
朝霞市西原2丁目9番1号



物件： 芳野本町駐車場  
番号：           

TEL: 048-473-0011  
FAX: 048-474-0660

整理番号 0040 - 1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">04</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">09</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5000</td> </tr> </table>	百万	千	円		3	5000
百万	千	円							
	3	5000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;"><b>事務所賃借料 10月分</b></p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が70%であるため    <math>50,000 \times 0.7 = 35,000</math></p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

	取引銀行	取引店	口座番号	0017 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> *****
	取扱店	お取引日	時刻	57404    04-09-29    10:47
	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込    ¥50,000    ¥0
	お取引後の残高(円)		おつり	*****    50,000
	お取引現金内訳 (1万円)    (5千円)    (1千円)		(硬貨)	円    千円    円
お振込明細またはご案内	<p>埼玉りそな銀行</p> <p>熊谷駅前支店</p> <p>普通 4129616</p> <p>か) スイヒロフツウサノ様</p> <p>登録番号 0014</p> <p>スキタ ツケミ様</p>			
ご依頼人	電話番号 0485-36-1085		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号	290001			

\*印紙税を預付しない場合は\*印で消しております。 →

別紙明細

50,000

(振込手数料)

---

50,000

こと、  
ない場合は、別紙を使用すること、  
E付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2022年9月吉日

杉田 茂実 様

## 所有者及び支払先変更のお知らせ

初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

突然のご連絡となりまして誠に申し訳ございませんが、ご契約を頂いております「本町1丁目店舗1・2階」に於きまして、2022年9月1日より所有者が弊社【株式会社末広不動産】に変更となりましたのでご連絡申し上げます。

上記に伴い、お手数お掛け致しますが改めて契約書のお取り交わしを行わせて頂きたく存じます。(契約書類につきましては別途お送りさせていただきます。)

また2022年10月分以降の賃料より、下記口座へお振込みにてお支払いお願いいたします。

\*口座名義 株式会社末広不動産 (カブシキガイシャヒロトウカン)

\*銀行/支店名

\*口座番号

※毎月末日迄に翌月分をお振込下さい。

(9月末日迄に10月分賃料をお振込み下さい。)

尚、振込手数料は借主様負担でお願い致します。

今後とも末広不動産グループをご愛顧頂けます様、宜しくお願い致します。

〔旧所有者〕

〔新所有者〕

埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

株式会社末広不動産

代表取締役社長 日向 弘薫

TEL : 048-522-1112 FAX : 048-522-1113

※本件につきましてご不明点がある場合は、担当 ( ) までお問い合わせ下さい。



頭書 (4) 賃料等

賃貸料	月額 50,000円 ( 45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円 )	---		---	
敷金		---		---	
火災保険	保険証券の写し要提出	---		---	
---		---		---	

その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本数				
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込			
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[Redacted]			
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL	048-526-1085		
	(勤務先) TEL	048-526-1013	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	[Redacted]		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL 048-522-1112		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	[Redacted]		
	賃貸不動産経営管理士：登録番号	[Redacted]		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ		
	住所	貸主と同じ		

### 頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。  
 尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。  
 また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

### 頭書（8）特約事項

- ※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
- ※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。  
 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。  
 乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
- ※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
- ※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
- ※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。  
 尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
- ※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）  
 また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
- ※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。  
 鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。  
 また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
- ※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
- ※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
- ※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
- ※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。  
 乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
- ※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。



本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	[REDACTED]
	住所	熊谷市小江戸894番地		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 ( 円)		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 ( 円)		
保証機関	[REDACTED]			

	A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 (印)	代表者の氏名 (印)
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号
	免許年月日	平成30年7月11日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名 (印)
	登録番号	[REDACTED]	登録番号
	業務に従事する事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-111	事務所所在地 TEL

※ (印) は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合  
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合  
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合  
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。  
4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。  
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。  
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。  
4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。  
3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。  
4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

### (敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。  
3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。  
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。  
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。  
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。  
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。  
3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
  - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

#### (契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕
  - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
  - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

#### (契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
  - 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
    - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
    - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
    - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
    - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
    - 五 銀行取引の停止
    - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
  - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
  - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
  - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
  - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
  - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
  - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

#### (解約)

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散
  - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

#### (延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

## (乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 連帯保証人は、極度額——万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

## 記

- ① 財産及び収支の状況
  - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

## (免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

## (契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

## (合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

## (反社会的勢力ではないことの確約)

第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
  - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
  - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

## (契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

## (協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

## (特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする

整理番号 1 / 2 5

ちようふ  
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1896</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	2	1896
百万	千	円							
1	2	1896							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">事務所賃借料(10月分)</p> <p style="font-size: large;">(135,000 + 440) × 0.9 = 121,896</p>
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
39841	04-09-30	09:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)		使 認 証
円 千 円 千 円		円

【振込手数料】

お振込明細またはご案内	
埼玉縣信用金庫 坂戸支店 普通 8289798 ファイフイースト(カ様) 登録番号 0001	電話 使用すること。
お取引人	お取引店
オカワタタツ セイムカット ツツムシヨ様	電話番号 ██████████
取扱番号 300057	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日 ②金額 ③支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志 様

下記の不動産について宅建業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。  
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエーステート株式会社 代表取締役 伊東 誠	業務に従事する事務所の所在地	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエーステート株式会社 TEL.049-288-1101
	TEL049-288-1101	取引態様	媒介
		消費税込	課税業者

## 1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
物件の種類	店舗併用住宅
構造	木造
取店面積	63.10㎡
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分
貸主氏名	住所: [REDACTED]
管理の委託先	ファイブエーステート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

## 2. 登記簿に記載された事項

所有権人	氏名: [REDACTED] 住所: [REDACTED]
甲区 所有権にかかる権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有
担当権	

## 3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス台	無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話設置	(可)
浴室	無		
給湯	有(残置物扱い)		※店舗内の物は全て残置物

## 4. 法令に基づく制限の概要(無・有:該当する法令名を○で囲むこと)

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
- 5.当該建物が土砂災害警戒区域内か否か [土砂災害警戒区域域外]
- 6.当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か [造成宅地防災区域域外]
- 7.当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か [津波災害警戒区域域外]

- 8.アスペクトの調査に関して( やっていいない )
- 9.耐震診断について  
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 ( 該当しない ) 耐震診断の有無 ( 無 )
- 10. 契約の種類及び期間  
令和4年2月12日から令和7年2月11日迄 ( 3年間 )

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄 ( 3年間 )
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定期限(振込)振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)
敷金等の精算に関する事項	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可・
12. 損害賠償額の予定等に関する事項 ①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に於いて貸主は借主に損害賠償を請求します ②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない	
13. 契約の解除に関する事項 (1)借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます (2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき又、借主が使用目的以外に使用するなどの特止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけた、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。 本契約の継続が困難であること認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。	
14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 講じない
16. 金銭貸借のあっせん	無
17. 供託所等に関する説明	保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 所属地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉県本部 東京都千代田区尾花町3-30 埼玉県さいたま市西堀1-11-39 東京都千代田区大手町1-3-3
18. 備考	弁済業務保証金の供託所 東京法務局

以上について宅建業法第35条に基づき説明した上で、重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾しました

令和4年2月12日

印

氏名 (小川)直志

住所

整理番号 126

ちようふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</span> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4000</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		4000	00
百万	千	円							
	4000	00							
使 途	<p>家賃 10月分</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が<math>\frac{8}{10}</math>以上であるため</p> <p style="font-size: small;"><math>50000 \times \frac{8}{10} = 40000</math></p>								

領収書

No. 754

---

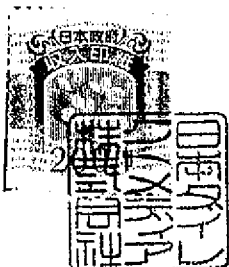
領収日 2022年09月30日

関根信明 様

金額 50,000 円

22年10月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

---

消費税額等: 0円

646

〒331-0828 埼玉県さいたま市北区日進町2-789

みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社



# 請求書


関根信明 様

日付 : 2022年09月30日

請求書番号 : 754

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
46,297円	3,703円	50,000円

日本ダイレク  株式会社  
 〒331-0823  
 埼玉県さいたま市幸区幸町2-789  
 みらい日進  
 電話: 048-856-9633

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2022年10月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 128

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">駐車場賃借料(3区分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>
------------	--

<p><b>領収書等貼付欄</b></p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">領 収 証</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="font-size: 1.5em; margin-top: 20px;">小川 ただし 事務所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">2022年10月2日</p> <p style="font-size: 1.5em; margin-top: 20px;">★ 18,000 -</p> <p style="margin-left: 20px;">但 10月分</p> <p style="text-align: center;">上記正に領収いたしました</p>	
<p>内 訳</p> <hr/> <p>税抜金額</p> <hr/> <p>消費税額等( %)</p> <hr/>	

※領収書の発行は、①発行者、②宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 駐車場賃貸借契約書

貸主 [ ] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

### 1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借
土地の表示	所 在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3 地 目 雑種地
	地番・地積 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3
賃 料 等	賃 料 月額 1区画につき 6,000 円
	保 証 金

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号			75
------	--	--	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>4</td> <td>年</td> <td>1</td><td>0</td> <td>月</td> <td>0</td><td>4</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">他</td> </tr> </table>	0	4	年	1	0	月	0	4	日	他									支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td> <td>5</td><td>9</td> <td>4</td><td>5</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td></td><td></td> <td></td><td>6</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円			1	5	9	4	5						6
0	4	年	1	0	月	0	4	日																															
他																																							
百万		千		円																																			
	1	5	9	4	5																																		
					6																																		
使 途	事務所賃貸料(令和4年11月～12月令和5年1月分)  $199,320 \times 0.80 = 159,456.0$																																						

<p><b>領収書等貼付欄</b></p> <p>③事務所賃貸料(令和4年11月～12月令和5年1月分)</p> <p>⑤高橋稔裕</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上の為按分します</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>          <table style="margin-left: auto;"> <tr><td>198,000</td></tr> <tr><td>1320 [振込手数料]</td></tr> <tr><td><u>199,320</u></td></tr> </table>	198,000	1320 [振込手数料]	<u>199,320</u>
198,000				
1320 [振込手数料]				
<u>199,320</u>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙明細</div>				
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)				
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>				

# 賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	●	●	
	氏名	高橋 裕裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	● ● ● (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号

75 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

③事務所賃貸料(令和4年11月~12月令和5年1月分)

⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56707	04-10-04	11:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人  
ご依頼人  
サイタマケツツキン  
カリ  
普通 0661651  
クキミツビ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様  
登録番号 0001  
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065  
取扱番号 300032

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56702	04-11-01	10:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人  
ご依頼人  
サイタマケツツキン  
カリ  
普通 0661651  
クキミツビ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様  
登録番号 0001  
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065  
取扱番号 300026

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56705	04-11-30	11:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人  
ご依頼人  
サイタマケツツキン  
カリ  
普通 0661651  
クキミツビ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様  
登録番号 0001  
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065  
取扱番号 400114

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

整理番号 1 62 - 1

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							
使 途	<p>事務所家賃(10月分) 自民党越谷支部と共同事務所と併用          政務活動の使用する割合が8/10のため  <math>133,100円 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53,240円</math></p>								

**領 収 証**

No. 007404

浅井 明 様

2022年10月17日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル 201 (0円分賃料) (2022年10月4日入金)  
 上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

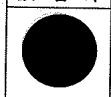
消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。



# 162-2 建物賃貸借契約書 (事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

原政事務所

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	( 内消費税等	10,700 円 ・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	15,400 円	( 内消費税等	1,400 円 ・ 税率 10 % )
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の	3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。			
		円		円
礼金		円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う		
	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名			口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

### (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

62-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理

取引態様  媒介 ・  代理

免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士

整理番号 1163 - 1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>日</p>	<p>支出額</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">百万</td> <td style="width: 33%;">千</td> <td style="width: 33%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 33px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 33px; height: 20px;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 33px; height: 20px;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		44	00
百万	千	円					
	44	00					
<p>使 途</p> <p>事務所経費 (10月分)</p> <p><math>5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円</math></p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p>							

### 領 収 証

007406

No. \_\_\_\_\_

浅井 明 様

2022 年 10 月 17 日

金額

¥5,500-

収 入  
印 紙

但し 前記「201 10月分経費」より (2022年10月4日入金)  
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 ( % )

## BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号  
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号  
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1  
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号  
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8  
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

## 163-2 建物賃貸借契約書（事業用）

## 頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2 階部分	35, 34 m <sup>2</sup>

## (2) 使用目的

県政事務所

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

## (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	( 内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 % )
共益費(管理費)	月額 15,400 円	( 内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 % )
保証金(敷金)	321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

## (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

163-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

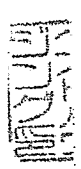
借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません



宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号  
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6  
 商号 株式会社 ベストハウジング  
 代表者等 八巻 康雄  
 登録番号 ( ) 第 [Redacted] 号  
 宅地建物取引士 [Redacted]



取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 第 [Redacted] 号  
 事務所所在地 [Redacted]  
 商号 [Redacted]  
 代表者等 [Redacted]  
 登録番号 第 [Redacted] 号  
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号       5 3

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">276</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	276
百万	千	円							
	4	276							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>フロアマット等 <span style="float: right;">R.5</span></p> <p>R.4年10月～11月分</p> <p>1,188 × 0.9 × 4ヵ月 = 4,276</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

<p><b>領収書等貼付欄</b></p>	<p>③ フロアマット、モップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月分    10月 11日</li> <li>・ 11月分    11月 8日</li> <li>・ 12月分    12月 6日</li> <li>・ R.5 1月分    12月 27日</li> </ul>
-----------------------	---

お寄せ先 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼 領収書

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

**ダスキン 川口**

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 4年10月11日    次回訪問日 11月8日    B火

商 品 名	契約数	前回数	単 価	納品予定		納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額	納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495				
BSH ヘアシツクマット	RRRRR	1	693	1	693				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	(10%) 1,188	108	1,188

伝票 NO.0002298698

受領サイン	印 出 者 名
-------	---------



整理番号 53 - 2

ダスキン愛の街フランチャイズチェーン店

お客さま名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼領収書

**ダスキン 川口**  
株式会社ダスキン川口  
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 4年11月8日 次回訪問日 12月6日 B火  
取引

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	693	1	693				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,188	108	1,188

伝票 NO.0002304902  
受領サイン  
担当者名

DUSKIN

ダスキン愛の街フランチャイズチェーン店

お客さま名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼領収書

**ダスキン 川口**  
株式会社ダスキン川口  
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 4年12月6日 次回訪問日 12月27日 B火  
取引

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	693	1	693				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,188	108	1,188

伝票 NO.0002311487  
受領サイン  
担当者名

DUSKIN

ダスキン愛の街フランチャイズチェーン店

お客さま名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼領収書

**ダスキン 川口**  
株式会社ダスキン川口  
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 4年12月27日 次回訪問日 1月31日 B火  
取引

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	693	1	693				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,188	108	1,188
			661

伝票 NO.0002317331  
受領サイン  
担当者名

DUSKIN

整理番号 114

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12</span> 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所用マシ・モップ使用料</p>
-----	--

**領収書等貼付欄**

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(319 + 649 + 319) \times 9/10$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号

114 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

### 領収書

2022年10月12日 16:40 No.4926108

高橋政雄 様

お問合せ番号: [REDACTED]  
住所: さいたま市緑区中尾270

TEL:048-873-4244  
契約日付: 20071031  
配送日付: 20221012  
順番: 028-93  
設置場所: 9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。  
下記の通り受領致しました。

クリーンモップ C-M4  
1 @290 ¥290

小計: ¥290  
消費税: ¥29

合計: ¥319

備考:

株式会社クリーン・モア  
お問合せ先: 本社サポートセンター  
〒123-0864  
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233  
FAX: 03-3857-1233  
締日: 0  
集金日: 0  
ルート: A3208  
次回ルート: C3208  
営業担当: [REDACTED]  
配達担当: [REDACTED]  
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



\*ご契約解除の際は1ヵ月前までに  
\*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



### 領収書

2022年10月26日 09:41 No.4929248

高橋政雄 様

お問合せ番号: [REDACTED]  
住所: さいたま市緑区中尾270

TEL:048-873-4244  
契約日付: 20071031  
配送日付: 20221026  
順番: 006-00  
設置場所: 9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。  
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHSS  
1 @300 ¥300

クリーンモップ C-M4  
1 @290 ¥290

小計: ¥590  
消費税: ¥59

合計: ¥649

備考:

株式会社クリーン・モア  
お問合せ先: 本社サポートセンター  
〒123-0864  
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233  
FAX: 03-3857-1233  
締日: 0  
集金日: 0  
ルート: C3208  
次回ルート: C3208  
営業担当: [REDACTED]  
配達担当: [REDACTED]  
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



\*ご契約解除の際は1ヵ月前までに  
\*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



### 領収書

2022年11月09日 15:51 No.4932736

高橋政雄 様

お問合せ番号: [REDACTED]  
住所: さいたま市緑区中尾270

TEL:048-873-4244  
契約日付: 20071031  
配送日付: 20221109  
順番: 028-93  
設置場所: 9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。  
下記の通り受領致しました。

クリーンモップ C-M4  
1 @290 ¥290

小計: ¥290  
消費税: ¥29

合計: ¥319

備考:

株式会社クリーン・モア  
お問合せ先: 本社サポートセンター  
〒123-0864  
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233  
FAX: 03-3857-1233  
締日: 0  
集金日: 0  
ルート: A3208  
次回ルート: C3208  
営業担当: [REDACTED]  
配達担当: [REDACTED]  
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



\*ご契約解除の際は1ヵ月前までに  
\*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



整理番号   8 0

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費    2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費    4 : 要請・陳情等活動費    5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費    ⑦ : 事務所費    8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成    10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<input type="text"/> 4 年 <input type="text"/> 1 0 月 <input type="text"/> 1 4 日 <small style="display: block; text-align: right;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	3		7	6
百万	千	円										
	2	3										
	7	6										

使 途	10    ~    12 月分ダスキン使用料 (事務所用) (按分の積算方法    2,970 円 × 8/10)
-----	---

**領 収 書 等 貼 付 欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書

No. 0000921810  
 神尾 たかよし 様

**ダスキン マルシン**

株式会社マルシン  
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19  
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年10月14日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%    990 内消費税 ***		90			

	印 日 月 年	領 収 額 990	
--	------------------	--------------	--

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号       8 0 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**納品・領収書**  
XXXXXXXXXX No. 0000925893  
 神尾 たかよし 様

**ダスキン マルシン**  
 株式会社マルシン  
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19  
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年11月11日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

印紙 5万円以上 貼付 領 収 額 990 ← 5万円未満

**納品・領収書**  
XXXXXXXXXX No. 0000930057  
 神尾 たかよし 様

**ダスキン マルシン**  
 株式会社マルシン  
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19  
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 4年12月 9日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

印紙 5万円以上 貼付 領 収 額 990 ← 5万円未満

整理番号 0150

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	04年10月17日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>162</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円	0	162	000
百万	千	円							
0	162	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃 3ヶ月分 (10.11.12月分)	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $180000 \times 0.9 = 162000$
----	----------------------------	---

**キャッシュサービスご利用明細**  
 ご利用ありがとうございました。

●お取引金額をお確かめください。  
 ●お取引後残高欄の金額欄部に「J」印がある場合はお借入残高を意味します。

お取扱い日	取扱い店番	機番	取扱い番号
4-10-17	092	41	1375
金融機関コード	口座番号		
	***		
万円	5千円	2千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		

お取引内容	お取引金額
お引き出し	¥180,000
取扱時間	受付番号
14:52	0066
ご案内またはお振込内容	
振込手数料	¥0手数料
	¥0

ご依頼人 電話 0493-81-4896  
 コフホ ケンイチセイムカット ウジ ムシヨ 様

2) ハンモトジ ムシヨ 様

埼玉縣信用金庫

《さいしん》からのご案内  
裏面をご覧ください

③ 事務所賃料

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

こと。  
ない場合は、別紙を使用すること。  
付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 0150-1 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名称	大塚ビル1階		
所在地(住居表示)	埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地1		
構造・規模	鉄骨コンクリートブロック木造垂鉛メッキ鋼板葺3階建		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	28.80 m <sup>2</sup>	約8.7坪

## (2) 使用目的

政務活動事務所
---------

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	令和3年 6月 1日 から	3 年 月間
終期	令和6年 5月 31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

## (4) 賃料等

賃料	月額	50,000 円	( 内消費税等	円・税率 10 % )
共益費(管理費)	月額	10,000 円	( 内消費税等	円・税率 10 % )
保証金(敷金)		なし 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		なし		
		円		円
礼金		円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末日までに支払う		
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

## (5) 貸主

貸主	氏名	有限会社 橋本事務所 取締役 橋本直樹	電話	0493 ( 72 ) 3392
	住所	東京都練馬区石神井町四丁目22番8号		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,440,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 0.5 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
一、更新時、借主は更新料として新賃料の0.5ヶ月分と更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。		

特約条項

- 一、賃料に駐車場料金2台分を含む。
- 一、退去時原状回復義務を条件とするが、貸主・借主双方の合意により現状での明け渡しが可能とする。
- 一、水道メーターが共用の為、水道料金は共益費に含まれる事とする。
- 一、借主は買取請求権を放棄する事とする。
- 一、更新時、借主は事業用の火災保険に継続して加入する事を条件とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 3 年 4 月 23 日

貸主 住所 〒177-0041 東京都練馬区石神井町四丁目22番8号

氏名 有限会社橋本事務所 取締役 橋本直樹 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 [REDACTED]

氏名 小久保 寛一 電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 1,440,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 17828 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県比企郡小川町大字大塚	事務所所在地	
商号	東豊不動産 有限会社	商号	
代表者等	仲川 千鶴子	代表者等	印
登録番号	[REDACTED] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	印

整理番号 165

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">17</span> 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">189</td> </tr> </table>	百万	千	円		1	189
百万	千	円							
	1	189							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 ダスキンレンタル代       $2,377 \times \frac{1}{2} = 1,189$

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 2920 4875 8162 4631  
**小島 信昭 様**  
 ポイントカード

納品・請求書  
兼 領収書

株式会社ダスキンサーウ  
 ダスキン宮原支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2022年 10月 17日 次回訪問日 2022年 11月 14日    取引 現金    No.100317338000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品・回収訂正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベシクマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ハンディモップF	H-F	3W	1	1	870	1	1	870		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

確認サイン

担当者名  
XXXXXXXXXX

**DUSKIN** DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号  /  /

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 4 年 / <input type="text"/> 10 月 / <input type="text"/> 18 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">54396</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		54396	
百万	千	円							
	54396								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(11月分)</p> <p>&lt;送金料を含む&gt;</p>	<p><math>60,440 \times 0.9 = 54,396</math></p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--	---

**領収書等貼付欄**

$60,000 + 440 = 60,440$

③ 事務所家賃(11月分)

## ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-10-18	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	****	
取扱番号	お取引金額	
N069	*60,000	
	残高	
<p>送金料金            *440円</p> <p>振込予定日 04-10-18</p> <p>タケウチ マサフミ</p>		

ご利用いただきましてありがとうございました。

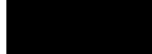
— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

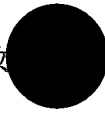
第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

整理番号 133

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">042</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					2	042
百万	千	円										
	2	042										

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: center;">2 5 5 2 × 0.8 = 2 0 4 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様  
鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書  
控 領収書

**ダスキン 鴻巣**  
有限会社クリーンジョブ  
〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32  
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 04年10月18日    次回訪問日 12月13日    C火 00999 8W  
取引 (現金)

商 品 名	契約数量	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正
			数量	金額	数量	金額	
*WHIH 吸塵・吸水マット1ダレー スム	2	1276	2	2552			

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
(10%)	2,552	232	2,552

( ) 伝票 NO.0001052584

受領サイン   担当者名  

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 

	1	0	3
--	---	---	---

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">10</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">20</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table> <span style="margin-left: 20px;">11/21. 12/20</span>		4	年		10	月		20	日
	4	年		10	月		20	日		
支 出 額	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">百万                  千</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 121,000 × 0.9)    ×    3ヶ月</p>		3	2	6	7	0	0	0	円
	3	2	6	7	0	0	0	円		
使 途	事務所賃借料(11、12、/月分)									
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>									

上記のとおり支出しました。

支出者名
埼玉県議会自由民主党議員団

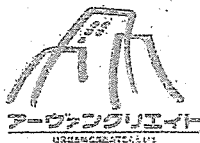
103-2

更新

# 賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイティブ

川口市本町 4-5-32 フジタ川口マンション 103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

103-3

# 賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間  
で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

## 第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。  
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12  
物件名 川口本町リハイム  
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

## 第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

## 第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

## 第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。  
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人 [REDACTED]

## 第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃料に改定することができる。

## 第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費 金 無 円 (消費税込み) を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
- (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
  - (ロ) 光熱関係の経費
  - (ハ) 電話関係の経費
  - (ニ) 給排水に関する経費
  - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙、いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4割の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を完成できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一部の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用法によるものについてはこの限りではない。
- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

#### 第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

#### 第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地変または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

#### 第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

#### 第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
  - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
  - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
  - (ハ) 主務公官庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
  - (ニ) 廃業又は解散したとき。
  - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
  - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
  - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(ニ)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
  - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
  - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

#### 第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

#### 第二十条 (連帯保証)

- 1 未記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、未記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とすることを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てることを要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

#### 第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
  - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
  - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
  - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
  - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
  - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
  - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
  - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

#### 第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

#### 第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

#### 第二十四条 (裁判管轄)



103-7

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

103-8

令和 2年 11月 4日

貸主 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
住所 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

貸主 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

借主 氏名 永瀬 香樹  
住所 埼玉県川口市本町1-6-10  
電話 \_\_\_\_\_

連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

仲介業者 有限会社 アーヴァンクリエイト  
住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-  
フジタ川口マンション  
代表者 代表取締役 和久井 誠  
電話 048-227-0008  
免許 埼玉県知事(2)第22120号  
取引士 \_\_\_\_\_

整理番号

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

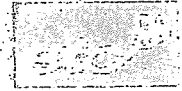
<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="text" value="4"/>年 <input type="text" value="10"/>月 <input type="text" value="20"/>日    11/21 12/20         </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">             百万                  千  <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円         </p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">             政務活動に使用する割合が9/10以上であるため              (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9)    ×    3ヶ月         </p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">事務所駐車場代 (11、12、/月分)</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名                  埼玉県議会自由民主党議員団

104-2



# 賃貸借契約書

川口1丁目パーキング No. 

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

104-3

### 自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として  
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6地内  
名称 川口1丁目パーキング  
駐車区画 No [redacted]  
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から  
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに  
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)  
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
  - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。  
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

104-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

104-6

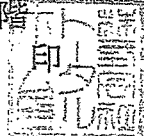
上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲 

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階  
名称 株式会社 トータルホーム  
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町1-6-10  
氏名 永瀬 香樹  
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地  
会社名  
電話

その他緊急連絡先





2019年8月8日

104-7  
埼玉県川口市川口1丁目4-6地内

川口1丁目パーキング ご契約者様各位

### 消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

#### 1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

#### 2. 変更後ご利用条件

	項目	現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

#### 3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

104-8

## 賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容			
旧契約期間				新契約期間			
2021	年	5	月	1	日	から	
2022	年	4	月	30	日	まで	
月 額				月 額			
22,000 円				22,000 円			
内訳	家賃	20,000 円		内訳	家賃	20,000 円	
	消費税	2,000 円			消費税	2,000 円	
		円				円	

【追記事項】

注意事項

今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2022年3月31日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 ( <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 代理人)
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
連帯保証人	住所	
	氏名	実印
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(4)第7200号 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 田中 利明	

整理番号 74

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</span>日         </p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: center;">             百万    千    円  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">49500</span> </p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">政務活動事務所賃料(11月分)</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が <math>\frac{9}{10}</math> 以上であるため</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法)    <math>55,000 \times 0.9 = 49,500</math></p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	0017 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
取扱店	お取引日	時刻	56704    04-10-21    11:52
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込    ¥55,000    ¥0
お取引後の残高(円)		おつり	*****
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	(印) 認

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

チハ タツヤ様

ご依頼人 電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 210001

\*印紙税を精付しない場合は\*印で消しております。 →

55,000

0 [振込手数料]

55,000

用紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)  
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで  
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)  
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

### (第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

### (第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

### (第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

### (第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

### (第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

### (第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

### (第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也

整理番号		/	/	4
------	--	---	---	---

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>4</td><td>年</td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>4</td><td>日</td> </tr> </table>		4	年		1	0	月		2	4	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td>3</td><td>960</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					3	960
	4	年		1	0	月		2	4	日													
百万	千	円																					
	3	960																					

使 途	<p>事務所の 鍵の修理代金</p>	<p><math>4,400 \times 0.9 = 3,960</math></p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	------------------------	---

**領収書等貼付欄**

〈領収証は別紙〉

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号   /   4 -  2

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

## 領収証

No. \_\_\_\_\_

武内政文 様

令和 4年 10月 28日

金額									
				7	4	4	0	0	

但

上記正に領収いたしました

内訳	
現金	✓
小切手	/



各種板硝子・アルミ建材  
株式会社 **イトウガラス 建装**  
代表取締役 伊藤 市夫  
〒350-0451  
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷236  
TEL <049> 294 - 0017 (代)  
FAX <049> 295 - 1588



HISAGO #N619T(50)別 J641812

③ 事務所サッシの建装の修理代として